

特記仕様書

- 1 業務名 由利地域振興局庁舎危険物地下タンク貯蔵所等法定点検及び清掃業務委託
- 2 目的 消防法第14条の3の2に基づく危険物地下タンク貯蔵所及び配管の漏洩点検並びに地下タンク内の清掃を行う。
- 3 期間 令和 年 月 日（契約の日）～令和7年11月30日
ただし、漏洩点検は前回点検日（令和6年10月17日）から1年を超えない令和7年10月16日までに実施するものとする。
- 4 場所 由利本荘市水林366 由利地域振興局
- 5 対象物件 地下タンク貯蔵所（鋼製タンク 容量7,000リットル） ほか
- 6 内容 (1) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の2及び同条5の3に定める点検
(2) 地下タンク内清掃
- 7 業務責任者の設置
(1) 業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
(2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。
- 8 留意事項 (1) 清掃に伴い排出されるスラッジ等廃棄物の取扱については、別途指示する。
(2) 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
(3) 受注者は、業務終了後、契約書に定めるもののほか次の書類を発注者に提出すること。
①作業写真
②点検結果報告書
(4) 契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。なお、共通仕様書第3章3及び4は、本業務に適用しない。